

# 軽自動車税種別割の税率についてのお知らせ

## ○原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

お問い合わせ先  
津市政策財務部市民税課諸税担当  
☎059-229-3129

車種区分		税率（年税額）
原動機付 自転車	第1種（50cc 以下、0.6kW 以下）	2,000 円
	第2種乙（90cc 以下、0.8 kW 以下）	2,000 円
	第2種甲（125cc 以下、1.0 kW 以下）	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽自動車	二輪（250cc 以下） 二輪の被けん引自動車（農耕用を除く）	3,600 円
小型特殊 自動車	農耕用	2,400 円
	その他	5,900 円
二輪小型自動車（250cc 超）		6,000 円

## ○三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分		税率（年税額）		
		(ア) 平成 27 年 3月 31 日までに 最初の新規検査をした車両	(イ) 平成 27 年 4月 1 日以後に 最初の新規検査をした車両 (グリーン化特例が適用される 車両があります。)	(ウ) 最初の 新規検査から 13 年を経過した車両 (上記を経過していても、対象外 となる車両があります)
軽自動車	三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上 乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
		営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円

・軽自動車税種別割については4月1日現在の軽自動車等の所有者に課税されます。納税通知書が届きましたら、納税通知書をご持参のうえ、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、または市役所で納めてください。納税通知書に印刷されている地方税統一QRコード（e L-QR）またはe L番号を利用することで、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等での納付が出来ます。クレジットカード決済をご利用の場合、金額に応じた決済手数料がかかります。

詳しくは「地方税お支払いサイト」をご覧ください。→



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

・お持ちの車に譲渡、廃車、盗難、定置場（車を置いておく場所）が変わる等の異動があったとき、また、4月1日現在、市外へ転出されている方は手続きが必要です。手続きをしていないと、実態に合わない形でいつまでも課税が続くことになります。